国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則	本則	
(定義) 第2条 本学の法人印は、次の各号のとおり分類する。 (1) 組織印 本学及び国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条 から第11条に規定する組織及び施設(以下「組織等」という。)の 名称を刻印した法人印で、その種類及び管守責任者は、別表第1の とおりとする。 (2) (略) (3) 会計機関印 本学の会計機関名を刻印した法人印で、その種類 及び管守責任者は、別表第3のとおりとする。 別表第2(第2条第1項第2号関係)	(定義) 第2条 (略)	
	別表第2(第2条第1項第2号関係)	
職印の種類 管守責任者	職印の種類 管守責任者	
(略)	(略)	
東京農工大学理事(学術・研究担当) の印 の印 - 研究推進部研究支援課次 長	東京農工大学理事(学術・研究 担当)の印 一切の印 一切の印 一切の印 一切の印 一切の印 一切の印 一切の印 一切の印 一切の印 一切ののでする。 一切のでする。 一切ののでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切ののでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切ののでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切ののでする。 一切のででする。 一切のでする。 一切のでする。 一切のでする。 一切ので。 一切ので。	
(略)	(略)	

別表第3(第2条第1項第3号関係)		別表第3(第2条第1項第3号関係)		
会計機関印の種類	管守責任者		会計機関印の種類 管守責任者	
(略)			(略)	
国立大学法人東京農工大学契約担当役の印	研究推進部研究支援		国立大学法人東京農工大学契約担当 研究推進部研究支援課	
研究支援課	課次長		役の印の研究支援課産学連携室長	
(略)			(略)	

附 則(平成29年4月18日規程第9号)

この規程は、平成29年4月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。